

日独公証制度対照表

	日本	ドイツ
資格	<p>〔運用 = 主として裁判官・検察官の天下り先〕                      裁判官、検察官として30年以上の実務経験を有する法曹資格者から任命されるのが原則(公証人法13条参照)。その他に、弁護士(同法13条)や「多年法務に携わり、裁判官、検察官、弁護士に準ずる学識経験を有する者で、公証人審査会の選考を経たる者」(同法13条の2)も公証人になっている。                      【形骸化した試験制度】                      試験(同法12条1項2号)は、実施されたことがない。</p>	<p>大学での法律学の学習を第一次国家試験によって修了し(日本の司法試験合格に相当する)、それに引き続いて第二次国家試験(日本の司法修習終了時の2回試験に相当する)に合格すること                      実務経験(専門公証人制の州では、公証試補として3年以上の実務実習)(弁護士公証人制の州では最低5年間の弁護士経験)                      実際には、の要件を満たす人の中で優秀な人だけが公証人になれる。                      公証人になるためだけの特別の国家試験はない。</p>
身分	公務員	公務員ではない(但し、バーデン・ビュルテンベルク州だけは公務員公証人制を採用。公務員公証人制の内容は調査不十分のため、本稿では、特別の断りのない限り、弁護士公証人制、専門公証人制について
人数	520名(2003年7月) 定員688名	9355名(2004年)
公証人に対する報酬	手数料	手数料
公証人個人の依頼者に対する賠償責任	なし	あり。責任賠償保険に加入する義務あり。
国家賠償法の適用	あり	なし
基本的性格・目的	執行力の付与の自己目的化	予防司法
監督・懲罰	法務大臣による監督(注意、訓令、諭告、検閲) 法務大臣による懲戒(過料、停職、転属、免職など)	州司法省(高裁長官、地裁所長が代行)による監督(書類、帳簿等の検査と説明義務など) 懲戒:戒告、過料、除名等
当事者に対する公証人の義務	訓示規定としての教示義務(規則13条)のみ	公証人制度の根幹であり本質(公証人制度のマグナカルタ)と位置づけられる法的義務 (1)法的射程教示義務(証書作成法17条)・・・当事者の意思の探求義務、事実関係の解明義務、法的射程の教示義務(狭義)、証書明瞭性の義務 (2)介助的教示義務(後見的教示義務)(証書作成法17条1項2文、連邦公証人法14条1項)
代理人による公正証書の作成	実印の押された委任状と印鑑証明書さえあれば簡単にできる。	(1)教示義務の履行としての本人意思の確認要 (2)不正使用目的による証書作成囑託の拒否(証書作成法4条、連邦公証人法14条2項)または、教示内容と当事者の釈明の証書への記載(証書作成法17条2項) (3)消費者契約における本人出頭主義(証書作成法17条2a項1)